



投票所入場券で投票場所の確認を

投票所入場券は、世帯ごとに封書で7月1日ごろから郵送します。入場券には投票所が書いてあります。自分の投票所を確認の上、投票日には入場券を持って投票所にお出かけください。
※入場券が届かなかったり、なくしたりした場合でも、選挙人名簿に登録されていることが確認できれば、投票することができます。

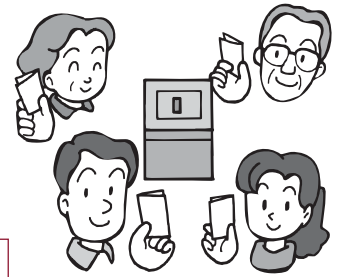


期日前投票により、投票日前でも直接投票箱に投票ができます

期日前投票期間 **7月5日(金)～7月20日(土)**

投票時間 **午前8時30分～午後8時まで**

期日前投票所
琴丘総合支所期日前投票所（支所1階）
山本総合支所期日前投票所（支所1階）
八竜改善センター期日前投票所（センター1階）



※期日前投票を行う時点でまだ19歳であり、投票日当日（7月21日）に20歳になる方は、期日前投票はできませんが、不在者投票をすることができます。



不在者投票

病院や老人ホームに入院・入所中や他市町村に滞在中など、一定の事由により投票日に投票所へ行けない方は、投票日前に滞在地の選挙管理委員会、入院・入所中の病院や老人ホーム（指定病院等に限る）などで事前に投票することができます。

また、投票日現在で選挙権を有している20歳未満の方が、20歳到達前に投票する場合も、不在者投票手続きにより投票することができます。

郵便投票による不在者投票

身体に重度の障害のある方など（法律の定めに該当する人）は郵便投票ができます。投票日の4日前（7月17日）までに「郵便等投票証明書」を提示して所定の請求書により投票用紙等の請求を行います。

この制度を利用される場合は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要がありますので、交付手続きなど詳しいことについて、お早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。

本町で投票できるのは 本町の選挙人名簿登録者

本町で投票できるのは、日本国籍を有する人で、次の2つの要件を満たし、本町の選挙人名簿に登録されている人です。

- (1)平成5年7月22日以前生まれ
- (2)平成25年4月3日以前から町内に住所がある

4月4日以降に転入届をした人は前住所地を確認を

平成25年4月4日以降に本町に転入届をした人は、本町では投票できません。前住所地などで選挙人名簿に登録されていれば、その市町村で投票していただくこととなります。登録されているかどうかについては、前住所地の選挙管理委員会に確認してください。

6月22日以降の町内転居者は前住所地の投票所で

本町の選挙人名簿に登録されている人で、平成25年6月22日以降に町内転居の届出をした人は、前住所地の投票所で投票してください。